

総 合 整 備 計 画 書

岩手県 紫波町 水分・志和辺地
(辺地の人口 2,026 人 面積 42.47km²)

1 辺地の概況

- | | | |
|--------------------|------------------|---|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 上松本 | 内方、沢田、秋祭、高屋敷、境、中野、北ノ坊、荒屋敷、柳田、清水屋敷、東円地、柳屋敷、柿田、五反田、田中 |
| | 升沢 | 前平、小森、竹原、久保、市ノ町、田中、坂本、田屋 |
| | 宮手 | 作岡、泉屋敷、上戸、栃花、谷地館、野中、立分、向田、朴田、中宮、久々館、土森、陣ヶ岡、北田、越場 |
| | 下松本 | 上渡、二ツ屋、下二合、元地、新田、蓬田、曾利目 |
| | 吉水 | 的、清水屋敷、中村、小深田、祭田 |
| | 小屋敷 | 新在家、焼野、野、小林、阿弥陀堂、野原、古屋敷、昼場、荒屋、大内田、京田、関口、四方田、道ノ下、中谷地、夫屋敷 |
| | 南伝法寺 | 田沢、上山新田、上山、水持、沢口、中屋敷、小黒沢、和田、宇南、大畑、車、漆田、八卦、新田、細谷地、両沼、久保屋敷、高木、前野、大谷地、川原、下高木、長根 |
| | 土館 | 小清水、的場、大岩ノ目、小岩ノ目、松木平、天間沢、備後沢、馬ノ子、弥勒地、石田、和田、田面木、関沢、木金、和山、松森、浦田、百目木、谷地、小林、牡丹野、新里、沖田、川久保、尻掛、北田、谷地中、田屋、金田、萩屋敷 |
| (2) 辺地の中心の位置 | 紫波町南伝法寺字高木 1 番 6 | |
| (3) 辺地度点数 | 105 点 | |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、町の西部に位置し、農林業を基幹産業とした集落で構成されており、次の事情から公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 当該辺地に所在する紫波町温泉保養公園内に立地するラ・フランス温泉館及び研修産業館ホテル湯楽々について、開業から 30 年弱が経過して施設の老朽化が進行しており、毎年の維持修繕や改修工事等に多大な経費が発生していることから、施設の大規模改修を行うとともに、周囲の公園部分の再整備も一体的に行うことで温泉保養公園全体の魅力化を図る必要がある。

- (2) 当該辺地に所在する堆肥化施設（エコ３センター）では、畜産由来等の有機性廃棄物の適正処理と資源循環を確保するため、畜糞等の受入れ及び処理を担い、地域の農業環境の維持に資する役割を果たしている。一方で、当該施設では長年の使用に伴う機械設備の老朽化が進行し、破損や性能低下により必要な処理能力の確保に支障が生じている状況にある。このため、安定的な資源循環体制の維持と農業生産基盤の適正な環境整備を図る観点から、老朽化した機械設備の更新整備を行い、施設機能の確保及び強化を図る必要がある。
- (3) 当該辺地に所在する水分集落センター（水分公民館）は昭和 58 年の竣工以来、地域の社会教育における拠点施設として機能してきた一方で、屋根・外壁の老朽化が顕著になっており、防水・耐候性の確保が急務となっている。併せて、近年の異常気象へ備える観点から空調設備の更新・省エネ化が求められており、これらは安全性の確保、災害時の運用性、快適性、そして長期的な運営費の抑制という観点から、総合的に取り組むことが課題となっている。

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 12 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名 事業主体名	区分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
観光・レクリエーション施設	紫波町	861,600	430,800	430,800	430,800
地場産業振興施設	紫波町	18,000	0	18,000	18,000
公民館その他の集会施設	紫波町	15,000	0	15,000	15,000
合 計		894,600	430,800	463,800	463,800

総 合 整 備 計 画 書

岩手県 紫波町 佐比内辺地
(辺地の人口 804 人 面積 25.20km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 佐比内 砥ヶ崎、中沢、舘前、芳沢、中屋敷、平栗、中平、正分沢、鴨目田、三子平、片山、神田、田屋、牛の頭、田中前、山崎、元木戸、黒森、内黒森、松田、柿木、横寺、宇南田、飯豊田、平田、外ヶ沢、馬場
- (2) 辺地の中心の位置 紫波町佐比内字砥ヶ崎 5 番 12
- (3) 辺地度点数 158 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、町の南東部に位置し、農林業を基幹産業とした集落で構成されている。

当該辺地に所在する佐比内林業センター（佐比内公民館）は、昭和 58 年の竣工以来、地域の社会教育における拠点施設として機能してきた一方、降雨時における床上床下浸水の被災に見舞われてきたほか、近年では急傾斜地の崩壊の危険性がある箇所に指定されたことなどからも、安全性の確保が急務であり、防災上、安全な場所に移転する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 12 年度まで 5 年間

(単位 千円)

区分 事業 施設名 主体名		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
公民館その他の 集会施設	紫波町	320,000	0	320,000	320,000
合	計	320,000	0	320,000	320,000

総 合 整 備 計 画 書

岩手県 紫波町 赤沢辺地

(辺地の人口 970 人 面積 37.12km²)

1 辺地の概況

- | | | |
|--------------------|-----------------|---|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 赤沢 | 女牛、杉町、曾畑、御蔵山、甘池、漆山、荒屋敷、
栃ノ木、向井、向畑、田中、坂ノ上、駒場、天田、
仁郷、漆沢、宇才森、元沢、行人平、牛ヶ馬場、
赤山、繫、長洞、大内渡、田次、座比、清水柳、
岡田、下岡田、蕨田、太田、的場、火石沢 |
| | 船久保 | 五竜、百沢、沢屋敷、小屋敷、一本木、十分一、
中村 |
| | 紫野 | 外野、山神、清水袋、別当、芦立 |
| | 遠山 | 上小深田、小杉、中清水、西野々、中松原、松原、
新田、大橋、丹内、中村、新坊、古屋敷、廻田 |
| | 北田 | 堀田沢、山王、上北田、小深田、下小深田、道地、
松田、星川、和田、千刈田、桜田、中沢 |
| | 山屋 | 下峠、峠、鍋沢、山口、中居、夏梨子、日影、外村、
上郷、蟹沢、下蟹沢、下郷 |
| | 東長岡 | 耳取 |
| (2) 辺地の中心の位置 | 紫波町遠山字松原 24 番 8 | |
| (3) 辺地度点数 | 106 点 | |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、町の東部に位置し、農林業を基幹産業とした集落で構成されており、次の事情から公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 当該辺地に所在する町道長岡徳田線は、盛岡市を經由して沿岸部とつながる重要路線であるが、現況は、盛岡市境に通じる未改良区間の幅員が狭小なうえ未舗装で路面状態が荒れやすく、緊急時はもとより平常時においても往来に不便をきたしている状況にあり、地域環境の整備の促進、利便性向上及び交通安全の確保の観点から道路改良及び舗装の整備を急ぐ必要がある。
- (2) 当該辺地に所在する町道上郷外村線は、生活道路かつ簡易水道の配水池につながる重要路線であるが、現況は、未舗装で路面状態が荒れやすく、緊急時はもとより平常時においても往来に不便をきたしている状況にあり、地域環境の整備の促進、利便性向上及び交通安全の確保の観点から道路改良及び舗装の整備を急ぐ必要がある。
- (3) 当該辺地に所在する中平飲料水供給施設、紫野簡易給水施設、山屋簡易給水施設及び船久保営農飲雑用水施設は、施設の老朽化が著しく、水量の確保が難しい現状にあり、飲用水を安定的に確保するため、管路等を整備する必要がある。

- (4) 当該辺地に所在する、赤沢基幹集落センター（赤沢公民館）は昭和 55 年の竣工以来、地域の社会教育における拠点施設として機能してきた一方で、屋根・外壁の老朽化が著になっており、防水・耐候性の確保が急務となっている。併せて、近年の異常気象へ備える観点から空調設備の更新・省エネ化が求められており、これらは安全性の確保、災害時の運用性、快適性、そして長期的な運営費の抑制という観点から、総合的に取り組むことが課題となっている。

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 12 年度まで 5 年間

(単位 千円)

区分 事業主体名 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
町道	紫波町	244,000	0	244,000	244,000
飲用水供給施設	紫波町	760,000	0	760,000	760,000
公民館その他の 集会施設	紫波町	15,000	0	15,000	15,000
合	計	1,019,000	0	1,019,000	1,019,000

総 合 整 備 計 画 書

岩手県 紫波町 長岡辺地
(辺地の人口 79 人 面積 3.88km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 江柄 大久保、荒田、岩ノ沢、小森、角野、大志田
北沢 吉原、中沢、松原、高田
東長岡 上大平
- (2) 辺地の中心の位置 紫波町江柄字大志田 20 番 12
- (3) 辺地度点数 101 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、町の北東部に位置し、農林業を基幹産業とした集落で構成されており、次の事情から公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 当該辺地に所在する町道吉原線は、生活道路かつ簡易水道の配水池につながる重要路線であるが、現況は、未舗装で路面状態が荒れやすく、緊急時はもとより平常時においても往来に不便をきたしている状況にあり、地域環境の整備の促進、利便性向上及び交通安全の確保の観点から道路改良及び舗装の整備を急ぐ必要がある。
- (2) 当該辺地に所在する大志田簡易給水施設は、施設の老朽化が著しく、水量の確保が難しい現状にあり、飲用水を安定的に確保するため、管路等を整備する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 12 年度まで 5 年間

(単位 千円)

区分 事業 施設名 主体名		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
町道	紫波町	97,000	0	97,000	97,000
飲用水供給施設	紫波町	200,000	0	200,000	200,000
合	計	297,000	0	297,000	297,000